

小野町における会議・イベント等の中止・延期
及び町有施設利用休止・休館についての基本方針
(第7版)

令和3年4月5日

小野町新型コロナウイルス感染症対策本部長
(町長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、小野町が主催する会議の開催については、令和3年5月9日まで下記の取り扱いにより対応するものとする。

記

1. 会議の分類

- (1) 意思決定、合意形成をするもの
- (2) 情報の共有を図るもの
- (3) 発想を出し合うもの

2. 開催方針

上記(1)の会議について、意思疎通や発言しやすさなどに鑑み、対面で行わなければならない事情がある場合には、下記事項に留意したうえで開催するものとする。

その他(2)～(3)に係る会議については、極力、対面での開催を控え、書面による開催、延期、中止の措置を取るものとする。

3. 留意事項

- (1) 参加者は、マスクを着用する。
- (2) 会場入り口に、アルコール消毒液を設置する。
- (3) こまめに換気する。(1時間毎に5分程度)
- (4) 3密(密集、密閉、密接)を回避する。
- (5) 参加者の体調を確認する。
- (6) 開催前2週間以内の海外、国内感染流行地域への移動者については、参加自粛の措置を取る。
- (7) 参加者について特定する。

4. その他

2. の開催方針に合致しないものや判断しかねるものがある場合には、その都度協議し対処する。

以 上